

長徳二年大間書の本文と写本系統について

廣 瀬 憲 雄

はじめに

『統群書類従』巻二六七、および『大日本史料』第二編之二には、『長徳二年大間書』という史料が収録されている。この史料は、朝廷における除目の際に欠員の官職を列挙する大間書という文書であるが、撰関期という早い時期のものであることに加え、他史料に現れにくい中下級官人の人名を多く記すなど、さまざまな面で重要な史料といえる。

しかし、『長徳二年大間書』の書誌面については十分に解明されておらず、写本系統についても現在のところ不明のままである¹⁾。さらに、現行の活字刊本である統群書類従本には脱行が三行存在しており、大日本史料本ではそのうち二行を補うが、なお一行が脱行のまま残されるなど、本文の校訂についても問題を抱えたままとなっている。

そのため本稿では、まず『長徳二年大間書』の諸写本を検討して、写本系統を明らかにするとともに、諸写本を比較校合して新しい本文を提供していく。なお、校訂後の本文や校訂注、写本系統図などは本稿末尾に譲り、以下ではまず諸写本の個別検討を行うこととする。

1 東洋文庫所蔵塚本文書本 — 附、史料編纂所所蔵影写本 —

まず、東洋文庫所蔵塚本文書本（以下「塚本文書本」）。請求記号四—

E—1）を取り上げる。この写本は吉備郷土史の先駆者、塚本吉彦氏の旧蔵であり、昭和九年（一九三四）刊の東洋文庫編『岩崎文庫和漢書目録』には、「塚本文書（平安朝至江戸初期） 写本（原本） 六軸及一鋪」と記されている。塚本文書本は鎌倉時代書写の古写本であり、現存する写本全ての祖本に相当するが、従来は大日本史料本で対校本となつたのみであり、今後の校訂では底本として利用するべきものと思われる。

塚本文書は前掲目録の通り六軸が存在しているが、そのうち第二軸が『長徳二年大間書』である。虫損が激しいため現物は実見できなかったが、文字や紙継の状態は東洋文庫所蔵写真版の紙焼きで確認することができ²⁾。それによれば、塚本文書本は冒頭の二紙（行数では三七行分）を欠いており、二十三紙からなる卷子本となっている。紙背（一次利用面）には正嘉元年・二年（一二五七・五八）の年紀を含む文書が十六通存在しており、うち十四通は『鎌倉遺文』の補遺に収録されているが、二通は未翻刻である³⁾。また現状では紙背文書が表面となっているが、これは本来『長徳二年大間書』面が表であったのを、いずれかの時点で表裏を逆にしたものと思われる⁴⁾。

この塚本文書本は、後述するように江戸時代に公家の柳原紀光が写本を作成していることから、明治維新前後まではいずれかの公家の家に伝来したものと考えられるが、稲葉伸道氏は塚本文書本の紙背文書群を残

（1）長徳二年大間書の本文と写本系統について（廣瀬）

し得た人物として、後嵯峨院政期の伝奏・後深草天皇の藏人頭左大弁であった吉田経俊を想定されている。⁵⁾この想定は、塚本文書本の奥書「本云／以清外史本書校了／藏人頭左大弁不□(草名)」とも対応しているため、塚本文書本の書写者は吉田経俊であり、塚本文書本は吉田家に傳來したと考えるのが最も可能性が高いものと思われる。

そして、明治二十九年(一八九六)までには他の五軸とともに塚本吉彦氏が所蔵するところとなり、⁶⁾当時史料編纂掛の史料編纂委員であった三上参次が、同年二月二十九日(五月十四日)に岡山・広島へ史料採訪したことを契機として、翌明治三十年(一八九七)に東京で影写本が作成された。この影写本は、現在東京大学史料編纂所が所蔵している(請求番号三〇七一・七五―二)。

その後、塚本吉彦氏が東京へ移住して大正五年(一九一六)五月に没すると、所蔵の史料は遺族が手放したため散逸したとい⁸⁾う。塚本文書は前述のように、昭和九年(一九三四)刊行の『岩崎文庫和漢書目録』に見えていることから、おそらく塚本吉彦氏の死後に塚本家の手を離れ、それを岩崎久弥氏が入手して、最終的に東洋文庫の所蔵となったものと考えられる。

2 岩瀬文庫所蔵柳原本

続いて、岩瀬文庫所蔵柳原本(以下「柳原本」。一〇四函一〇八号)を取り上げる。この写本は寛政九年(一七九七)に柳原紀光が書写させた、同家旧蔵の冊子本であり、奥書には「石長徳二年大間及裏文書等、命家不違文字書体令書写了。未曾有之秘書也。堅莫出窓外。／寛政九年三月三日正二位藤(花押)(朱印)「紀光」／同日比校了」とある。

この柳原本を塚本文書本と比較すると、塚本文書本段階の傍書や誤りをほぼそのまま継承しており、しかも同時に書写された紙背文書が塚本

文書本と共通する⁹⁾ため、柳原本は明確に塚本文書本の写本と断定できる。さらに、前述のように塚本文書本は冒頭の二紙を欠いているが、柳原本は冒頭部分を完備しており、塚本文書の冒頭が失われる以前に書写されたものといえる。このように、柳原本は塚本文書を補う重要な写本であるが、残念ながら従来の校訂では使用されていない。したがって、今後の校訂では塚本文書を欠く部分の底本、あるいは塚本文書の対校本として利用するべきものと思われる。

3 宮内庁書陵部所蔵統群書類従原本 ― 附、統群書類従の諸写本 ―

続いて、宮内庁書陵部所蔵統群書類従原本(以下「書陵部本」。四五三函二号)を取り上げる。この写本は、明治十六年(一八八三)一月に塙忠韶が宮内省に献納した統群書類従の原本であり、塙家が書写・清書したものである。

この書陵部本は、柳原本同様に塚本文書本の傍書や誤りをほぼそのまま継承しており、塚本文書本の子本といえるが、書写時に三行(二四〇・三三一・四三二行)を脱行するなど、統群書類従原本に直結する誤りが新たに発生しているため、写本の質は必ずしも高いとはいえない。

また、書陵部本の書写時期に関しては、上限は統群書類従の編纂が表明された享和三年(一八〇三)であり、下限は静嘉堂文庫蔵『統群書類従目録』(塙家における『統群書類従』の編纂台帳¹¹⁾)によれば明治九年(一八七六)とみられるが、柳原本と比較すると冒頭部の虫損が進行しているため、少なくとも幕末には下るものと思われる。

これと関連して、明治期に書写された『統群書類従』の写本としての『長徳二年大間書』が、内閣文庫・静嘉堂文庫・東京大学史料編纂所に所蔵されている(以下順に「内閣本」・「静嘉堂本」・「編纂所本」)。このうち静嘉堂本は、書陵部本を宮内省に献納した後も塙家が所持していた清

書写本であり、「明治十二年四月廿六日 筆者 堀田幸正／五月七日校了 塙忠韶／同年六月内務省納清書 堀田幸正／対校検閲 数原元晴／同十七年五月七日加一校了(花押)／同十九年三月廿三日修史局納一校了 筆者渥美義路」との奥書を有する。また内閣本・編纂所本は明治政府などの命で塙家が清書したものであり、編纂所本には「筆者 渥美義路／校合 塙忠韶」との奥書がある。

以上の三本は、従来は書陵部本の子本とされてきたが、いずれも書陵部本以降に発生した誤りを共有しており、書陵部本との単純な親子関係ではない。ここで静嘉堂本の奥書を参照すると、まず静嘉堂本が明治十二年(一八七九)四月に書写され、そこから同年六月と明治十九年(一八八六)三月に内務省・修史局に納める写本を作成したことが判明するのだが、書写者の一致からも修史局に納めた写本が編纂所本と考えられる。残る内閣本に関しては、前述のように書陵部本以降に発生した誤りを静嘉堂本・編纂所本と共有する一方で、三四一行の脱行など編纂所本段階で発生した誤りは継承していないことから、静嘉堂本の子本と考えるのが最も可能性が高いものと思われる。

4 国文学研究資料館所蔵徴古雑抄本

続いて、国文学研究資料館所蔵徴古雑抄本(以下「徴古雑抄本」)を取り上げる。この写本の存在は従来指摘されていないが、『徴古雑抄』巻四中、古文書に小杉楳邨による写本が収録されている。書写時期は、同巻に収録されている『保元四年大間』の朱奥書、「以群書類従収載本一校畢／明治十年四月三日 枋園」を参照すると、明治十年(一八七七)四月初旬をさほど遡らないものと思われる。

徴古雑抄本は、書陵部本で発生した三行の脱行を継承していることから、書陵部本の子本と考えられる。このことは、『徴古雑抄』巻四中、古

文書には『長徳二年大間書』以外にも、『保元四年大間』・『享徳二年大間』・『天文廿年大間』という正統群書類従所収の大間書が書写されていることから明らかである。おそらく、小杉楳邨は塙家においてこれらの大間書類を書写したのであろう。

また、徴古雑抄本では書陵部本の虫損模写も継承するなど、原則として厳密に書写されているが、例えば二四三行のように、塚本文書本・柳原本・書陵部本がいずれも「正位上」とするところを、徴古雑抄本は「正□位上」(□は虫損模写)とするなど、意をもって文字や虫損部を改補していることには注意しなければならない。

5 活字本

最後に、現在までに刊行された活字本についても言及しておきたい。現行の活字本は統群書類従本と大日本史料本の二種であるが、統群書類従本にはさらに明治四十二年(一九〇九)刊の経済雑誌社本と、昭和元年(一九二六)刊の統群書類従完成会本が存在する。⁽¹⁶⁾統群書類従本はいずれも書陵部本を底本としており、統群書類従完成会本は経済雑誌社本を改訂して冒頭部などを補ったものであるが、改訂時に誤植とみられる誤りも新たに発生していることには注意する必要がある。⁽¹⁷⁾

一方、大日本史料本は統群書類従刊本を底本として、東京大学史料編纂所所蔵の塚本文書影写本と統群書類従写本(編纂所本)で校訂したものであるが、「はじめに」で言及したように、統群書類従刊本の脱行三行のうち二行を補っているが、なお一行を脱したままであることに加え、三・四行では影写本の誤りに引きずられ、「正暦六年給」を「正暦二年給」に作るなどの問題も存在している。

おわりに

以上、本稿では『長徳二年大間書』の諸写本を検討した。本稿の検討結果から改めて『長徳二年大間書』の本文を校訂するとすれば、基本的には塚本文書本、塚本文書本を欠く部分については柳原本を底本とした上で、柳原本・書陵部本・徴古雑抄本を対校本とするべきと思われる。

本稿を終えるにあたり、『続群書類従』の本文が抱える問題について所見を述べておきたい。『長徳二年大間書』の続群書類従刊本と塚本文書本・書陵部本を比較すると、続群書類従刊本は脱行を含む誤りが散見していることが判明するが、これらの誤りは書陵部本を活字翻刻する段階で生じたものもある一方で、塚本文書本から書陵部本を筆写する段階で生じたものも少なくない。したがって、他の『続群書類従』所収の史料を使用する際も、宮内庁書陵部所蔵の原本に戻ることとはもちろん、可能であればその祖本や他系統の写本をも参照するべきであろう。これは周知のことであろうが、今一度提示をしておきたい。

〔註〕

- (1) ただし、その一部は稲葉伸道「伊賀国名張郡梁瀬庄・黒田新庄と院家」(同『中世寺院の権力構造』岩波書店、一九九七。初出一九八二) 参考史料で言及されている。
- (2) 『長徳二年大間書』は一紙あたり一九〜二五行書写されているため、三七行の欠は二紙分に相当する。なお、紙背文書の比較からも二紙分の欠と判明する。
- (3) 未翻刻の文書は、某年七月十四日付権大僧都書状・正嘉二年十一月日付藤原通明仏供灯油米請文である。
- (4) なお、東洋文庫では塚本文書の補修等は行っていないということであるから、塚本吉彦氏により表裏逆とされた可能性が高いと思われる。

- (5) 稲葉伸道「伊賀国名張郡梁瀬庄・黒田新庄と院家」(注1前掲)。
- (6) 塚本文書は、第四軸は曼荼羅が描かれているところから、いずれかの密教寺院の旧蔵と見られるが、残る第一・三・五・六軸は単行文書を軸装したものであり、一括した史料群ではない。そのため、塚本吉彦氏が個別に購入したものと思われる。
- (7) 『東京大学史料編纂所史料集』(東京大学史料編纂所、二〇〇一) 五六〇頁以下「史料探訪一覽」。なお、第三軸付属書状によれば、塚本文書は明治二十九年(一八九六)十一月二十二日に東京大学にて天覧に供されている。
- (8) 妹尾緒編著『備前岡山人名彙海』(備前岡山人名彙海刊行会、一九三三) 二〇九頁、塚本吉彦の項。
- (9) ただし、書写順は文書ごととなるように改めている。また、塚本文書が欠く二紙分の紙背文書も存している。
- (10) 石井英雄「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」(『続群書類従』三四附載、一九六九)。
- (11) 川瀬一馬「続群書類従の編纂」(同『日本書誌学之研究』大日本雄弁会講談社、一九四三。初出一九三二)。
- (12) 石井英雄「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」(注9前掲)。
- (13) 石井英雄「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」(注9前掲) では、内閣本は元教部省本、編纂所本は史料編纂掛本とされている。
- (14) 石井英雄「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」(注9前掲)。
- (15) 例えば、二八七行では書陵部本は「宗我如時」とするが、三本はともに「字我如時」に作る。
- (16) 『続群書類従』の活版化に関しては、石井英雄「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」(注9前掲) 参照。
- (17) 例えば、七二行では続群書類従完成会本以外は全て「木工寮」とするが、続群書類従完成会本のみは「大工寮」に作る。